

西条市教育大綱（案）

令和 年 月

西 条 市

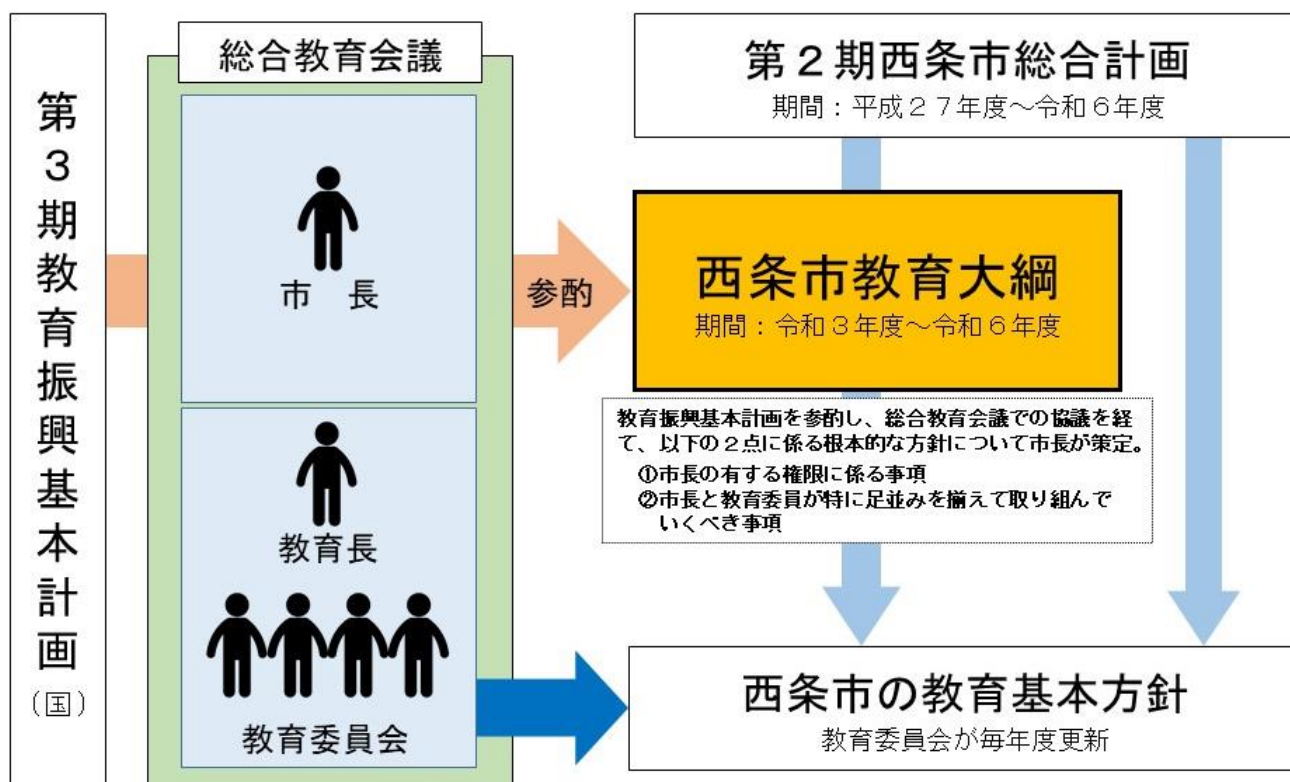
西条市教育大綱の概要

1 教育大綱の趣旨

西条市教育大綱は、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に基づき、国が策定する教育振興基本計画を参酌し、「市長の有する権限に係る事項」「市長と教育委員会が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針を定めるものです。

また、本大綱は本市の最上位計画である第2期西条市総合計画の内容を踏まえつつ、市長と教育委員会が協議・調整を行った上で、西条市総合教育会議での合意を経て策定しています。

2 教育振興大綱の位置付け



【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）第1条の3（抜粋）】
地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

※参酌・・・照らし合わせて良いほうをとること。

3 教育大綱の対象期間

本大綱の対象期間は、次回の改定時期を次期総合計画の策定時期と揃えることが望ましいことから令和3年度から6年度までの4年間とし、国が新たな教育振興基本計画を策定すると想定される令和5年度から見直し・改定作業に着手することとします。

また、今後の社会情勢の変化など改定の必要性が生じた場合には、西条市総合教育会議において適宜見直し・改定作業を行います。

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育振興基本計画(国)		→			→		
総合計画	基本構想	→				→	
	基本計画	→				→	
教育大綱		→			→		
教育基本方針		→			→		

第2期西条市総合計画（～令和6年度）

見直し・改定作業

4 基本理念

豊かな心をともにはぐくむ

教育・文化を実感できるまちを目指して

本市では、将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向けて、国、県、関係団体等との連携のもと、豊かな心をともにはぐくむ教育・文化を実感できるまちの実現を目指します。

とりわけ、本大綱の対象期間においては、国の「第3期教育振興基本計画」に掲げられている「2030年以降の社会を展望した教育」の推進を図るとともに、本市が令和6年度に向けて掲げている「みんなで実現しよう！持続可能な西条市」の達成目標のもと、将来を見据えた持続可能な教育のあり方を模索します。

また、個人においては、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成を目指します。社会においては、市民一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会を実現するとともに、長期的な見通しをもって社会（地域・国・世界）の持続的な維持・発展を目指します。

5 基本方針

本大綱では、国の「第3期教育振興基本計画」に掲げられている教育政策に関する5つの基本的な方針を踏まえつつ、本市における「市長の有する権限に係る事項」「市長と教育委員会が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針を整理します。

(1) 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

- ◆ 時代の流れに即した「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」を育む教育を推進し、夢と志を持って可能性に挑戦する人材を育成します。
- ◆ 社会的・職業的自立を実現するため、一人ひとりが自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けるための体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- ◆ 地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを推進するとともに、コミュニティ・スクールの推進などを通じて学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現します。
- ◆ 子どもたちが様々な経験を通じて「食」に関する知識を習得し、健全な食生活を実現することができるよう「食育」を推進します。
- ◆ 学校および地域が一体となった人権・同和教育を推進し、市民一人ひとりが多様

な価値観や互いの違いを認め合う豊かな心とともに育み、いかなる差別も許すことの無い社会を実現します。

(2) 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

- ◆ グローバル化の一層の進展が予想される中、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進などを通じ、わが国が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決することができる能力を有した人材を育成します。
- ◆ 英語教育の強化に努めるとともに、豊かな教養や論理的思考力、伝統や文化への深い理解、多様な文化の中で自他の違いを尊重し合いつつ、コミュニケーションを通じてともに問題を発見して解決する能力、困難を乗り越える強い精神力などを育む教育を推進します。
- ◆ 児童生徒等が学校だけでなく、広く社会の中で視野を広げて意欲を高め、様々な分野に対する知的好奇心や専門性を高める機会を設けるなど、創造性を育む教育を推進します。

(3) 生涯学び、活躍できる環境を整える

- ◆ 人生100年時代において、すべての市民が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして新たな取組にチャレンジすることができる地域社会の実現を目指します。
- ◆ 少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、すべての市民が地域社会の構成員として社会参加できる環境の実現を図るとともに、社会の変化に対応した学習機会を提供します。特に、公民館を拠点とした地域づくりの取組を推進します。

(4) 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

- ◆ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校教育による学力保障を図るとともに、学校と福祉関係機関等との連携を進めます。
- ◆ 市民一人ひとりが豊かな生活を送り、かつ公平公正で活力ある地域社会を実現することを目的に、障害の有無、日本語指導の必要性、不登校の対応などの多様な観点からのニーズに対応した教育機会を提供します。また、教育の場において、個人の性的指向や性自認の多様性に適切に配慮します。
- ◆ 社会教育施設を活用した教育格差解消に向けた活動を支援するなど、地域の教育資源を活かした取組の推進を図ります。

(5) 教育政策推進のための基盤を整備する

- ◆ 教育の情報化を推進するため、国、県、市、学校、家庭の役割を明確にしつつ、連携の強化を図ります。特に、急速に進展する学校教育現場におけるICT環境整備については、授業・学習面と公務面の両面でICTの効果が最大限発揮されるように努めるとともに、将来にわたって持続可能な形で機器更新を行うことができるよう検討を進めます。
- ◆ 学校施設が児童生徒等の学習・生活の場であり、かつ地域の拠点であることも踏まえた上で、将来にわたり教育の質の向上が図られつつ、かつ持続可能となる教育環境のあり方を模索していきます。特に、校舎等の老朽化対策については、長寿命化改修を中心とした老朽化対策を進めてまいります。
- ◆ 厳しい財政状況の下、公民館、図書館および博物館などの社会教育施設が市民から必要とされる学習機会を提供し続けることができるよう、老朽化対策はもとより施設の複合化など、持続可能な社会教育施設の実現に向けた検討を進めます。